

# 市街化調整区域 編入検討候補地

「舞鶴市 都市計画制度 区域区分の見直し基準」に基づき、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討すべき候補地を選定しました。

緑色で示した地区が優先的に

市街化調整区域への編入を検討する候補地です。  : 市街化調整区域 編入検討候補地

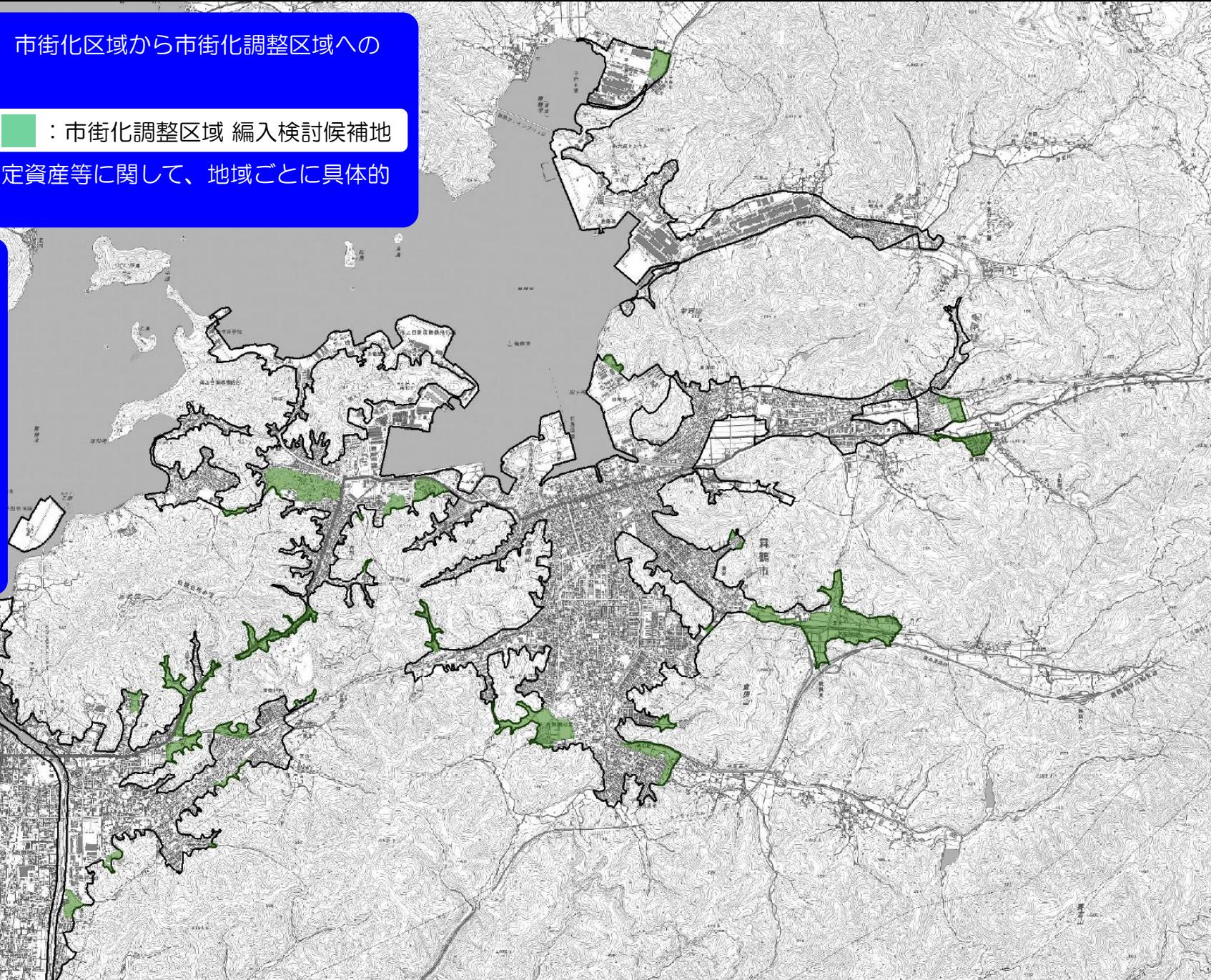
市街化調整区域編入候補地では建築・開発、農業支援、固定資産等に関して、地域ごとに具体的な説明を行い、協議を進めてまいります。

## 市街化調整区域への編入相談の受付

7月から10月の間、重点要望受付期間として下記の要領で市街化調整区域への編入要望を受付いたします。

要望受付重点期間	7月～10月（期間以外でも受け可）
受付場所	舞鶴市役所別館3階 都市計画課窓口
受付内容	市街化区域から市街化調整区域への編入
要望できる人	地権者又は利害関係を有する方

お問合せ先：舞鶴市建設部都市計画課（TEL）0773-66-1048

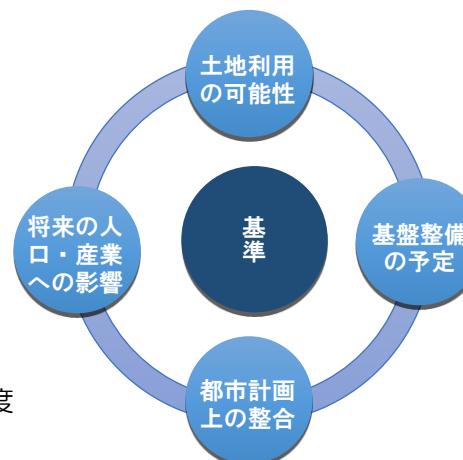


## 舞鶴市 都市計画制度 区域区分の見直し基準

都市の形成と環境の保全を図る区域区分は、無秩序な開発や災害の抑制に一定の効果がありました。しかし、現在のものは昭和56年の決定から大きく見直しておらず、都市の拡大を前提とした時代のものであるため、社会情勢への対応や持続可能なまちを目指し、適正な区域区分へ見直すための基準を策定しました。

右図に示す4つの基準により評価・判断し、市街化調整区域編入検討候補地を選定しています。

見直し基準の詳細は、市ホームページ掲載の「舞鶴市 都市計画制度 区域区分の見直し基準」（平成29年3月策定）をご覧ください。



※市街化調整区域編入検討候補地を示している境界線は確定したものではありません。  
また、必ずしも候補地を市街化調整区域に編入するものではありません。